

旭市病児保育事業実施事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

本事業は、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にある児童に対し、集団保育等が困難な期間において、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、一時的な保育サービスを提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として実施する。

今回、新たに「病児・病後児保育施設」を開設するため、市内において施設運営を実施する事業者の募集を行う。選定された事業者には、「旭市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。

2. 事業内容

旭市病児保育事業

「子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日付けこ成事第481号子ども家庭庁長官別紙)」及び「旭市病児保育事業実施要綱(令和6年7月17日告示第102号)」に示す事業種類のうち、病児対応型、病後児対応型の事業を行うものとする。

3. 実施要件

(1) 事業場所 旭市内

(2) 事業開始時期 令和6年11月を目途に事業を開始できることとする。

ただし、開始時期については、協議の上、調整することとする。

(3) 開設日及び開設時間

開設日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12月29日～1月3日)を除く平日

開設時間：午前7時30分から午後6時30分まで

※上記を基本とするが、開設日及び開設時間などを延長する提案も受け付ける。

(4) 定員

① 病児対応型 6名

② 病後児対応型 3名

但し、受け入れる児童の年齢や疾患等を考慮し、安全確保のために必要があると事業者が判断する場合は、受け入れる児童数を制限することができる。

(5) 利用対象児童

病気の回復期に至らない場合または病気回復期にあつて集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難な児童で市内に居住する生後6か月から小学校6年生までの児童とする。

(6) 施設の設置基準 「旭市病児保育事業実施要綱」によること。

(7) 職員の配置基準 「旭市病児保育事業実施要綱」によること。

配置例

	看護師等	保育士
病児対応型 (定員6名)	1名以上	2名以上
病後児対応型 (定員3名)	1名以上	1名以上
合 計	2名以上	3名以上

(8) 利用者負担金 (利用料等)

利用料 児童1人当たり 日額2,000円 利用時間が5時間まで 1,000円

事業者は、病児保育事業を利用した児童の保護者から利用料等を徴収し、運営費に充てるものとする。利用料以外の料金 (給食費等) については、市と協議し定めるものとする。

(9) 保育及び給食

児童の体調に合わせた保育内容とすること。また、児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童 (アレルギー児童等) の食事についても適切に対応すること。

(10) 保険の加入等

利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、事業者の責任によりその損害を賠償するものとする。このため、施設賠償責任保険や傷害保険等、必要な範囲で損害保険に加入するものとする。

(11) その他、事業の実施にあたっては「旭市病児保育事業実施要綱」によること。

4. 補助金

「子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日付けこ成事第481号子ども家庭庁長官別紙)」及び「旭市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱(平成27年11月20日告示第212号)」に規定する下記の経費

病児保育事業 病児対応型：基本分、加算分 (年間延べ利用児童数に応じた加算)、
普及定着促進費 (開設準備経費)

病後児対応型：基本分、加算分 (年間延べ利用児童数に応じた加算)、
普及定着促進費 (開設準備経費)

補助金の額は、別表1に示す補助基準額の合計と病児保育の実施に係る実支出額の合計 (支出額から収入額を差し引いた額をいう) を比較して少ない方の額とする。

補助金の支払いは、病児対応型及び病後児対応型の基本分、普及定着促進費（開設準備経費）について、交付申請額に応じ、交付決定後に概算払いで支払うものとする。

その他は実績報告により、交付確定後に支払うものとする。

5. 募集形式

公募型プロポーザル方式

6. 参加の条件

プロポーザルに参加できる者は、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、(3)の条件を全て満たしている法人又は個人事業者とする。

(1) 病院又は診療所に付設された専用スペースで事業を実施する場合は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条の免許を有する小児科医の在籍する病院（医療法（昭和23年法律第2015号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（医療法（昭和23年法律第2015号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）を営んでいること。

(2) (1)以外の専用施設で事業を実施する場合は、あらかじめ指定した医療機関及び医師と連携し、児童の健康管理等ができること。

(3) ア 市内の病院又は診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設を設置することができること。

イ 事業を安定かつ継続して実施できること。

ウ 法人の場合、法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。又は、個人事業者の場合、市民税、国民健康保険料並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

エ 経営状況（財務状況）及び経営組織等を含む経営全般において健全であること。

オ 次の1から3までのいずれにも該当しないこと。

1 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

2 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。

3 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。

7. 募集スケジュール

質問受付締切	令和 6年 8月14日（水）15時まで
質問回答	令和 6年 8月16日（金）まで
参加申込・企画提案書等提出期限	令和 6年 8月21日（水）15時まで
参加条件審査結果通知	令和 6年 8月22日（木）

第1次審査（書面）	令和 6年 8月23日（金）（予定）
第1次審査結果通知	令和 6年 8月23日（金）（予定）
※応募参加申込書の提出者が3者以下の場合には、第1次審査は実施しない。	
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 6年 8月27日（火）（予定）
第2次審査結果通知	令和 6年 8月29日（木）（予定）
事業者決定・公表	令和 6年 9月 上旬 （予定）

8. 質問の受付及び回答

- （1）提出期限：令和6年 8月14日（水）15時まで（必着）
- （2）提出方法：質問書（様式8号）により電子メールにて提出すること
 ※電子メール件名の先頭に【旭市病児保育事業質問】と記載すること。
 ※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
 ※提出後は、確認の連絡をすること。
- （3）回答期限：令和6年 8月16日（金）17時まで
- （4）回答方法：市ホームページに掲載

9. 応募参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類・必要部数

応募参加申込書（様式1号） 原本1部

添付書類 以下、原本1部、副本10部

- ①宣誓書（様式2号）
- ②企画提案書（様式3号）
- ③予定構成員一覧（様式4号）
- ④事業実績書（様式5号）
 ・実績は直近3年のものを記載してください。
- ⑤収支計画書（様式6号）
 ・12ヶ月運営した場合で記載すること。
 ・収入として想定される項目は、補助金、利用料収入等である。
 ・支出として想定される項目は、人件費、光熱水費、テナント賃借料等である。
- ⑥法人定款の写し
- ⑦貸借対照表・収支決算書（法人事業全体・令和5年度分）
- ⑧履歴事項全部証明書（提出日時点で発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑨建物図面（間取り等が確認できるもの）

（2）提出期限等

- ①提出期限：令和 6年 8月21日（水）15時まで（必着）
- ②提出場所：旭市役所 子育て支援課
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法

(書留郵便等)とし、確認の連絡をすること。

(3) 参加条件審査及び通知

【6. 参加の条件】に基づき審査し、当該審査後に審査結果を申込者全員に対して、書面により通知する。

10. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された応募参加申込書及び企画提案書等を【11. 審査基準及び配点】で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)による審査を実施できるものとする。

実施日：令和 6年 8月23日(金)(予定)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、【11. 審査基準及び配点】で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和 6年 8月27日(火)(予定)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。(様式7号)

11. 審査基準及び配点

プロポーザルは、別表2「審査基準表」に従い、基礎点と加算点についてそれぞれ評価・採点を行う。なお、基礎点については、5段階で評価・採点を行い、加算点については評価項目の要件を満たす場合にのみ点数を加算するものとする。

配点は、基礎点を100点満点とし、これに加算点(50点満点)を加えた点数を評価点(150点満点)とする。

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの

13. 提出書類

(1) 事業開始前

事業者は、事業開始前に次に示す書類を旭市に提出するものとする。

- ① 病児保育事業実施届（千葉県知事あて：児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出）
- ② 施設平面図
- ③ 施設内の設備（保育室、観察室、調理室、トイレ等）の写真
- ④ 事業計画書（実施体制、事業責任者名、開設日、開設場所、事業内容を記載）
- ⑤ 事業責任者及び事業従事者の名簿（必要な資格証の写し、経歴書を添付）
- ⑥ 緊急時連絡体制表
- ⑦ 施設賠償責任保険、傷害保険等の保険証券の写し
- ⑧ その他旭市が必要と認める書類

(2) 報告書

事業者は、次に掲げる報告書を翌月10日までに旭市に提出するものとする。

- ① 別紙1 旭市病児保育事業 年間実績報告書【病児対応型】
- ② 別紙2 旭市病児保育事業 年間実績報告書【病後児対応型】
- ③ 別紙3 旭市病児保育事業 月間実績報告書【病児対応型】
- ④ 別紙4 旭市病児保育事業 月間実績報告書【病後児対応型】

※① ②は、該当月までの実績を記入

※報告書の様式は変更となる場合がある

(3) その他留意事項

- ① 旭市の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- ③ 提出書類は返却しないものとし、参加者は、事業実施候補者決定前に提出書類に係る企画内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に旭市の承諾を得て行うものとする。
- ④ 旭市は、提出書類について、事業実施候補者の決定に係る業務以外には提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑥ 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考え

る部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの事業実施候補者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

⑦ 提出書類は必着とし、郵便事故等に係る異議申し立ては認められない。

14. その他

- (1) 事業内容の確実な履行のため、旭市と事業者との間で覚書を締結する。
- (2) 旭市は、事業者の事業履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し事業の改善を事業者に求めることができる。
- (3) 事業者は、保育中のけがや事故に十分注意するものとする。事故等が発生した場合は、直ちに旭市及び所轄警察署その他関係機関に報告し、応急処置を講ずるものとする。また、原因、状況及びこれに対する処理を旭市に報告するとともに、旭市と協力して再発防止に取り組むものとする。また、保護者が事故等の発生に関する情報開示を要望した時は、法令等により開示できないものを除き開示するものとする。
- (4) 事業者は、この事業の履行に当たり、旭市又は第三者に損害を及ぼした場合は、旭市の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 事業者は、事業の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 事業者は、事業の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。事業終了後も同様とする。
- (7) 事業の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、旭市と事業者とがその都度協議の上、決定するものとする。

15. 担当部署（提出・問合せ先）

旭市 子育て支援課 保育所運営班 担当：嶋田、鵜殿

旭市二の2132番地

TEL 0479-62-5313

電子メール hoiku@city.asahi.lg.jp

【別表1】

「子ども・子育て支援交付金交付要綱

(令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官別紙)」

令和6年4月1日時点 交付要綱に改正があった場合には、改正後の基準による

区分	補助基準額	
1 病児対応型		
(1)基本分	1か所あたり年額 8,443,000円	
(2)加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算(1か所あたり年額)	
	50人以上100人未満	1,000,000円
	100人以上150人未満	1,500,000円
	150人以上200人未満	2,000,000円
	200人以上300人未満	3,000,000円
	300人以上400人未満	4,000,000円
	400人以上500人未満	5,000,000円
	500人以上600人未満	6,000,000円
	600人以上700人未満	7,000,000円
	700人以上800人未満	8,000,000円
	800人以上900人未満	9,000,000円
	900人以上1,000人未満	10,000,000円
(3)普及定着促進費 (開設準備経費) 初年度のみ	ア 改修費等 1か所あたり 4,000,000円	
	イ 礼金及び賃借料(開設前月分)1か月あたり 600,000円	
	※ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。	
2 病後児対応型		
(1)基本分	1か所あたり年額 6,032,000円	
(2)加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算(1か所あたり年額)	
	50人以上100人未満	1,300,000円
	100人以上150人未満	1,410,000円
	150人以上200人未満	1,880,000円
	200人以上300人未満	2,820,000円
	300人以上400人未満	3,760,000円
	400人以上500人未満	4,700,000円
	500人以上600人未満	5,640,000円
	600人以上700人未満	6,580,000円
	700人以上800人未満	7,520,000円
	800人以上900人未満	8,460,000円
	900人以上1,000人未満	9,400,000円
(3)普及定着促進費 (開設準備経費) 初年度のみ	ア 改修費等 1か所あたり 4,000,000円	
	イ 礼金及び賃借料(開設前月分)1か月あたり 600,000円	
	※ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。	

【補助金の算定方法】

補助金の額は、補助基準額の合計と病児保育の実施に係る実支出額の合計(支出額から収入額を差し引いた額をいう)を比較して少ない方の額とする。

※人件費やその他の施設運営経費は、開設日以降の経費を計上するものとし、準備期間の経費については計上不可とする。